

自動車税 災害減免 Q & A

Q 1 受付や申請はどこで行っていますか。また、どこに問い合わせればいいですか。

A 1 受付や申請は、各広域本部及び自動車税事務所でを行っています。お住まいの地域ごとに、次の相談先にお問い合わせください。

なお、軽自動車税に関しては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
県下全市町村	自動車税事務所	(096) 368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37
熊本市、宇土市、宇城市、 美里町、上益城郡	県央広域本部 総務部 課税第一課	(096) 333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目 18-1
荒尾市、玉名市、山鹿市、 菊池市、合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	県北広域本部 総務部 課税課	(0968) 25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、人吉市、水俣市、 氷川町、葦北郡、球磨郡	県南広域本部 総務部 課税課	(0965) 33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 総務部 税務課	(0969) 22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町3530

※抹消登録等の手続きに関しては、次の相談先にお問い合わせください。

車の種類	相談先	電話番号	所在地
普通自動車 (軽自動車を除く)	熊本運輸支局	050-5540-2086 (登録部門)	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-35

Q 2 申請期限はありますか。

A 2 被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内に申請する必要があります。ただし、「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。

Q 3 どのくらい免除になりますか。

A 3 被害を受けた自動車に係る被害年度の自動車税について

①自動車が使用不能の場合 ➡ 全額免除

②被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 ➡ 税額の 1/2 相当額を軽減

★自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。

★被害額は、保険金等により補てんされるべき金額を除いた額です。

Q 4 申請に必要な書類は。

A 4 (1) 使用不能 (全額免除) の場合

①災害減免申請書

②被災証明書又は災証明書 (市町村長又は所管官公署長発行) (写し)

③永久抹消登録証明書 (写し)

◇永久抹消登録証明書がとれない場合は以下で可

- ・一時抹消登録証明書

※災害減免申請書に申請者が「使用不能のため廃車」等を記載している場合に限る。（申請書の修理の箇所欄に記載で可）

- ・抹消登録ができず被災自動車を解体したときは、使用済自動車引取証明書又は自動車リサイクルシステムでの確認。

- ・抹消登録・解体ができないときは、理由書（様式１）の提出。

※車両が流出、抹消登録に必要な書類が第三者からとれない等合理的な理由がある場合に限る。

（２）修理（１／２軽減）の場合

上記①及び②に加えて

④修理代金の領収書又は請求書（いずれも写し）

⑤保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類（写し）

Q 5 「被災証明書」と「り災証明書」の違いを教えてください。

A 5 「り災証明書」は、住家の被災程度を証明するもので、「被災証明書」は、住家以外の家財、車等の有形財産の被災を証明するものです。

市町村が「被災証明書」の交付を行っていれば、被災自動車の「被災証明書」を添付してください。

「り災証明書」についてはA 6を参照。

Q 6 自動車と住家が被災したが、市町村では、住家を対象とするり災証明書は発行されるが、自動車の被災証明書は発行されない場合、この住家のり災証明書を自動車の被災証明書に代えていいですか。

A 6 り災証明書の住家以外の被害の欄等に被害自動車の登録番号が記載してあれば、り災証明書で被災の事実が証明できます。

り災証明書に被災自動車の登録番号が記載されていない場合は、車検証上の自動車の本拠地が、り災証明書の住家の住所地と同一又は一体の土地と判断できれば、住家のり災証明書をもって、自動車の被災証明書に代えることができます。

しかし、り災証明書の住家の住所地と被災にあった自動車の位置が異なり、そのり災証明書では判断できない場合、A 7と同様、被災地区の自治会長、区長、班長、民生委員等からの当該車両が被災した旨の現認書（様式２）を提出してください。

Q 7 自動車被災したが、市町村から被災証明書の交付を受けられない（当該市町村が自動車についての被災証明書の発行をしない）場合は、どうすればいいですか。

A 7 市町村の被災証明書の代わりに、被災状況を把握している被災地区の自治会長、区長、班長、民生委員等からの当該車両が被災した旨の現認書（様式２）を提出してください。

＊勤務先、学校、立ち寄り先などの関係用務先で被災した場合は、その関係用務先か

らの当該車両が被災した旨の現認書（様式 3）を提出してください。

＊道路走行中に被災した場合は、被災申立書（様式 4）を提出してください。

Q 8 「永久抹消登録証明書」を「永久抹消登録解体届出完了のお知らせ」で代えることは可能ですか。

A 8 可能です。

Q 9 使用不能の状態であるが、所有権が留保されており、抹消登録ができない。また、解体についても留保者が同意せず、解体できない場合はどうすればいいですか。

A 9 抹消登録及び解体ができない事情（所有権留保された車両）がある場合は、「解体、抹消登録できない理由書（様式 1）」を提出してください。

また、今年度災害減免に決定された自動車でも、抹消登録ができない場合は翌年度の自動車税が課税されますので、A 1 に記載しているお住まいの地域の広域本部の収税課へ御相談ください。

Q 1 0 納税義務者が死亡している場合、相続人が災害減免申請できますか。

A 1 0 被災車に係る納税義務者が死亡している場合、その相続人からの減免申請を受け付けることができます。

添付が必要な追加書類については、A 1 に記載している相談先にお尋ねください。

Q 1 1 4月1日時点の納税義務者から年度途中で名義変更されている場合は、災害減免申請できますか。

A 1 1 被災時に、4月1日時点の納税義務者から既に名義変更されている場合は、名義変更後の者が①相続人への名義変更の場合と、②相続人以外への名義変更の場合に分けて次のとおり取り扱います。

① 納税義務者が死亡し、その相続人に名義変更されている場合

使用不能又は修理のいずれも場合も、通常の必要書類に加えて、「本人死亡の事実」と「申請人が相続人の1人であること」を証する書類（戸籍謄本等（写））の添付が必要です。

② ①以外の場合

災害減免は、自動車税の納税義務者がその自己所有の自動車に被害を受けた場合に適用され、当該年度の自動車税が減免の対象となります。

よって、名義変更後にその自動車が被災した場合、被災時の車両の所有者は、当該年度の納税義務者ではないため、災害減免の適用はできません。